

2007年日本政府年次報告
「社会保障の最低基準に関する条約」(第102号)
(2001年6月1日～2007年5月31日)

1. 質問Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴについて
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
2. 質問Ⅱについて
前回の報告以降変更のあった点は以下のとおりである。

第3部 傷病給付

第15条関係

(第76条関係のⅠについて)

C (i) A 保護対象被用者数

3, 872万人 (被用者保険被保険者数)
(厚生労働省保険局調べ、2006年3月31日現在)

B 被用者総数

5, 687万人
(公務員及び失業者を含む。)
(総務省統計局調べ、2005年平均)

C 被用者総数に対する保護対象者数の百分率

68.1%

第16条関係

(第65条関係のⅠについて)

A (i) 健康保険法に基づく傷病手当金の支給額は、2007年4月より、労務不能の日1日につき標準報酬日額(別紙1のとおり改められた。)の6割相当額から3分の2相当額へと引き上げられた。

(ii) 健康保険法においては、2003年度より毎年4月から6月までの3ヶ月に支払われた報酬の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定することとされた。決定された標準報酬月額はその年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間使用されることとされた(定時決定)。

なお、随時改定については変更されていない。

(iii) 第65条3の規定を援用しており、給付の計算にあたって考慮される勤労所得(標準報酬日額)の最高限度額は2007年4月より40,330円(日額)とされた。

第4部 失業給付

第21条関係

(第76条関係のIについて)

- C (i) A 保護対象被用者数
3, 614万人(雇用保険被保険者数)
(厚生労働省調べ、2006年度平均)
- B 被用者総数
5, 486万人
(公務員を含み失業者を除く。)
(総務省統計局調べ、2006年度平均)
- C 被用者総数に対する保護対象者数の百分率
65.9%

第22条関係

(第65条関係のIについて)

- A (I) 別紙2のとおり給付計算式を変更した。
- (II) ・ 給付金限度額(基本手当の日額)を以下のとおり変更した。
 - ①離職時の年齢が30歳以上45歳未満の者 7, 100円
 - ②離職時の年齢が45歳以上60歳未満の者 7, 810円
 - ③離職時の年齢が60歳以上65歳未満の者 6, 808円
 - ④離職時の年齢が30歳未満及び65歳以上の者 6, 395円
- ・ 基本手当の給付率、また給付の計算にあたって考慮される勤労所得(賃金日額)の上限額は別紙3のとおりである。
給付の計算にあたって考慮される勤労所得(賃金日額)の上限額は、60歳未満は15, 620円、60歳以上65歳未満では15, 130円である。
- B 1 雇用保険適用産業の中で、2005年度において、被保険者数が最大である製造業内の、電気機械器具を選んだ。
- 2 2006年度の平均給与額(同年度の各月における平均定期給与額の平均額)に基づいて計算されている。
- C 330, 518円(2006年度の平均給与額)

(第65条関係のIIについて)

- D 第65条6(b)の規定による男子熟練労働者の賃金は330, 518円(月額)となり、一月間で支給される給付の額(基本手当日額×30)は、176, 130円である。
- G $176, 130円 \div 330, 518円 \% = 53.3\%$

第23条関係

(2007年10月1日より)原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が12か月以上ある場合、基本手当の受給資格が得られる。

倒産・解雇等により離職したものは離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合でも、受給資格が得られる。

被保険者期間は、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月

として計算する。

第24条関係

- 2 基本手当の支給期間は、別紙4のとおり変更され、定年退職者を含め、離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日と変更された。
- 4 (2007年10月1日より)短期雇用特例被保険者(季節的労働者)が失業した場合に給付される特例一時金の給付水準を、基本手当日額50日分から30日分(当分の間40日分)に変更する。

第5部 老齢給付

第26条関係

(1) 老齢給付の受給資格年齢

厚生年金保険法に基づき支給される特別支給の老齢厚生年金について、定額部分は男子が63歳、女子は61歳から支給される。報酬比例部分については男子、女子ともに60歳から支給される。

特別支給の老齢厚生年金の定額部分は、1994年の改正で、男子については2001年度から2013年度にかけ、また女子については、2006年度から2018年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ、段階的に引き上げることとされている。

また、特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分は、2000年の改正で、男子については2013年度から2025年度にかけ、また女子については、2018年度から2030年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ、段階的に引き上げることとされている。

なお、坑内員、船員は、定額部分も報酬比例部分もともに56歳から支給される(2013年度までに段階的に60歳に引き上げることとされている)。

(2) 給付の支給停止について

60歳以降の年金支給額は、受給権者が在職中は、一部または全部の支給停止が行われる(計算は以下の通り行われる)

60～64歳：賃金と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。賃金が48万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

65～69歳：基礎年金は全額支給する。賃金と厚生年金の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

70歳～：65歳～69歳と同じ扱い。

第27条関係

(第76条関係のIについて)

C (i) A 3, 379万人(厚生年金保険被保険者数)

(社会保険庁調べ、2007年3月)

B 5, 705万人(公務員、失業者等を含む)(総務省統計局調べ、2

006年平均)

C 被用者総数に対する保護対象被用者数の百分率
59.2%

第28条関係

A(i)

(第65条関係のIについて)

(1) (給付の計算)

① 老齢基礎年金

(a)

$$\text{給付月額} = 780,900 \times \text{改定率 (注1)} \times \frac{a+b+c+d+e}{480 \text{ (注2)}} \div 12$$

(b)

$$\text{給付月額} = 792,100 \times \frac{a+b+c+d+e}{480 \text{ (注2)}} \div 12$$

a・保険料納付月数 b・保険料全額免除月数×1/3

c・保険料3/4免除月数×1/2 d・保険料半額免除月数×2/3

e・保険料1/4免除月数×5/6

(注1)

2007年の改定率は0.997

(注2)

480月は1941年4月2日以後に生まれた人の加入可能年数40年に12を乗じたもので、1941年4月1日以前に生まれた人の場合は、生年月日に応じて39年(468月)から25年(300月)に短縮されることになっている。

※(a)、(b)、(c)それぞれの計算方式による年金額を比べ、高額の年金額を支給することになる。

② 老齢厚生年金

・65歳以上の者に支給される老齢厚生年金

(a) 給付月額 = { (平均標準報酬月額) × (9.5/1000~7.125/1000 (注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × (7.308/1000~5.481/1000 (注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数) } ÷ 12

(b) 給付月額 = { (平均標準報酬月額 (注2)) × (10/1000~7.5/1000 (注

1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額(注2)) × (7.692/1000~5.769/1000(注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数)}
 ×従前額改定率(注3) ÷ 12

(c) 給付月額 = { (平均標準報酬月額(注2)) × (10/1000~7.5/1000(注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額(注2)) × (7.692/1000~5.769/1000(注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数)}
 ×1.031×0.985 ÷ 12

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 上記の率は、生年月日により逓減する。

(注2) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注3) 2007年の従前額改定率は0.998

・ 60歳~64歳の者に支給される老齢厚生年金

(a) 給付月額 = [1,628 × 改定率(注1) × (1.875~1.000(注2)) × 被保険者期間の月数 + { (平均標準報酬月額) × (9.5/1000~7.125/1000) × (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × (7.308/1000~5.481/1000) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数)} (注3)] ÷ 12

(b) 給付月額 = [1,628 × 改定率 × (1.875~1.000(注2)) × 被保険者期間の月数 + { (平均標準報酬月額(注3)) × (10/1000~7.5/1000(注2)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額(注3)) × (7.692/1000~5.769/1000(注2)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数)} × 従前額改定率(注4)] ÷ 12

(c) 給付月額 = [1,676 × (1.875~1.000(注2)) 被保険者期間の月数 × 0.985 + { (平均標準報酬月額(注3)) × (10/1000~7.5/1000(注2)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額(注3)) × (7.692/1000~5.769/1000(注2)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数)} × 1.031 × 0.985] ÷ 12

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 2007年の改定率は0.997

(注2) 上記の率は、生年月日により逓減する。

(注3) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注4) 2007年の従前額改定率は0.998

上記の計算規則により算定される額の他に扶養家族に対して次の加給年金が加算される。

配偶者 月額 18,991円
第1子及び第2子 各月額 18,991円
第3子以降 各月額 6,325円

60歳以降の年金支給額は、受給権者が在職中は、一部または全部の支給停止が行われる（計算は以下の通り行われる。）。

60～64歳：賃金と年金の合計額が280,000円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。賃金が480,000円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

65～69歳：基礎年金は全額支給する。賃金と厚生年金の合計額が480,000円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

70歳～：65歳～69歳と同じ扱い。

(2) (従前の勤労所得)

全被保険者期間の標準報酬月額平均（平均標準報酬月額）。現行の標準報酬等級については別紙5を参照。

(3) なお、第65条3の規定を援用しており、給付の計算にあたって考慮される勤労所得（標準報酬月額）の最高限度額は、620,000円である。

C 297,756円（2005年）

(第65条関係のⅢについて)

D 月額 162,675円

算定式

夫の老齢基礎年金額	594,075円	(792,100×30/40)
夫の老齢厚生年金額	763,946円	(278,615 ^{注1} ×7.5/1000×360月×1.031×0.985)
妻の老齢基礎年金額	594,075円	(792,100×30/40)
計	年金額 1,952,096円	
	月額 162,675円	

(注1) (297,756円を1994年度水準に割り戻した値)

G 162,675円÷297,756円=54.6%

(注) 1986年より、将来において40年加入が一般的になることを前提に制度が再設計され、将来にわたる給付水準の適正化が行われた。

この改革に当たっては、所要の経過措置が設けられているが、上記の算定に

おいては経過措置を考慮していない。

(第65条関係のVについて)

D 月額	(夫=配偶者がいる場合)	162,675円
	(夫=配偶者がいない場合)	113,168円

算定式

(夫がいる場合)

夫の老齢基礎年金額	594,075円	(792,100×30/40)
妻の老齢厚生年金額	763,946円	(278,615 ^{注1} ×7.5/1000×360月×1.031×0.985)
妻の老齢基礎年金額	594,075円	(792,100×30/40)
計	年金額	1,952,096円
	月額	162,675円

(夫がいない場合)

妻の老齢基礎年金額	594,075円	(792,100×30/40)
妻の老齢厚生年金額	763,946円	(278,615 ^{注1} ×7.5/1000×360月×1.031×0.985)
計	年金額	1,358,021円
	月額	113,168円

G (夫がいる場合)	162,675円÷297,756円=54.6%
(夫がいない場合)	113,168円÷297,756円=38.0%

C

(第65条関係VIについて)

1 (財政再計算)

2004年の財政再計算に伴う年金制度改正により、2004年10月に、年金額の改善が行われた。

(年金額の完全自動物価スライド)

2003年4月にマイナス0.9%、2004年4月にマイナス0.3%、2006年4月にマイナス0.3%、それぞれ前年の消費者物価変動率に応じて、年金額の改定が実施された。

2002年4月は、前年の消費者物価変動率がマイナス0.7%であったが、特例措置として年金額の改定を行わなかった。

2005年4月は、前年の消費者物価変動率が0.0%であったため、年金額の改定を行わなかった。

2007年4月については、前年の消費者物価変動率がプラス0.3%であったものの、年金額の改定は行わなかった。これは、対前年の名目手取り賃金

変動率が0.0%となったためである。

2 (1) 2003年4月の年金額の改定

再検討期間	生計費指数 (※)	勤労所得指数
A 2002年 (平均)	100.0	100.0
B 2003年 (平均)	99.7	99.6
C A/B (百分率)	100.3	100.4

(※) 消費者物価上昇率を使用。以下同じ。

(2) 2004年4月の年金額の改定

再検討期間	生計費指数	勤労所得指数
A 2003年 (平均)	100.0	100.0
B 2004年 (平均)	100.0	99.6
C A/B (百分率)	100.0	100.4

(3) 財政再計算に伴う2004年10月の年金額の改定

再検討期間	生計費指数	勤労所得指数
A 2000年 (平均)	100.0	100.0
B 2004年 (平均)	98.1	96.4
C A/B (百分率)	101.9	103.7

(4) 2006年4月の年金額の改定

再検討期間	生計費指数	勤労所得指数
A 2005年 (平均)	100.0	100.0
B 2006年 (平均)	100.3	99.9
C A/B (百分率)	99.7	100.1

3 (1) 2003年の年金額の改定

再検討期間	受給者一人あたりの平均	標準受給者に対する給付
A 2002年 (平均)	100.0	100.0
B 2003年 (平均)	99.2	100.2
C A/B (百分率)	100.8	99.8

(2) 2004年の年金額の改定 (注2)

再検討期間	受給者一人あたりの平均	標準受給者に対する給付

A 2003年(平均)	100.0	100.0
B 2004年(平均)	98.0	91.4
C A/B(百分率)	102.1	109.4

(3) 2004年10月の財政再計算に伴う年金額の改定

再検討期間	受給者一人あたりの平均	標準受給者に対する給付
A 2000年(平均)	100.0	100.0
B 2004年(平均)	93.3	97.7
C A/B(百分率)	107.2	102.3

(4) 2006年4月の年金額の改定

再検討期間	受給者一人あたりの平均	標準受給者に対する給付
A 2005年(平均)	100.0	100.0
B 2006年(平均)	_____	_____
C A/B(百分率)	_____	_____

(注1) 給付算定の基礎となる標準賃金は、2002年・2003年は電気機械器具製造業に従事する勤続5年以上の生産労働者(男子)の平均所定内給与額、2004年・2005年は一般機械器具製造業に従事する勤続5年以上の生産労働者(男子)の平均所定内給与額とし、2000年は302,354円、2002年は322,597円、2003年は323,250円、2004年は295,458円、2005年は297,756円である。

(注2) 「(2) 2004年の年金額の改定」において、標準受給者に対する給付の前年変動が他の年に比べて大きいのが、これは、給付算定の基礎となる標準賃金を求める際の参照職業が、2003年までは電気機械器具製造業であるのに対し、2004年以降は一般機械器具製造業に変更したためである。

第29条関係

2(15年拠出の場合の計算方法)

我が国の老齢厚生年金は、前回の報告書で記載したとおり、被保険者期間が1ヶ月以上であれば、被保険者期間に応じた年金給付がなされることになっている。受給資格要件としては、国民年金の受給資格期間25年を満たしていることが必要ではあるが、我が国においては、国内に在住する20歳以上60歳未満の者はすべて全国民共通の国民年金に加入することが義務づけられており(国民年金法第7条)、制度上如何なる者も支給開始年齢に至るまでの間に25年の受給資格

期間を満たすこととなっている。

なお、国民年金においては、保険料の負担能力の変動に備えるため、所得に応じた保険料の免除や保険料の追納の制度を設けており、これらの期間と合わせて25年の資格期間が給付の要件となる。

老齢厚生年金

① 65歳以上

(a) 給付月額 = [平均標準報酬月額 × (9.5/1000 ~ 7.125/1000 (注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数 (注2)) + 平均標準報酬月額 × (7.308/1000 ~ 5.481/1000 (注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数 (注2))] ÷ 12

(b) 給付月額 = [{ (平均標準報酬月額 (注3)) × (10/1000 ~ 7.5/1000 (注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数 (注2)) + (平均標準報酬月額 (注3)) × (7.692/1000 ~ 5.769/1000 (注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数 (注2)) } × 従前額改定率 (注4)] ÷ 12

(c) 給付月額 = [{ (平均標準報酬月額 (注3)) × (10/1000 ~ 7.5/1000 (注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数 (注2)) + (平均標準報酬月額 (注3)) × (7.692/1000 ~ 5.769/1000 (注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数 (注2)) } × 1.031 × 0.985] ÷ 12

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 上記の率は、生年月日により逡減する。

(注2) 2003年3月までの被保険者期間の月数と2003年4月以降の被保険者期間の月数を合計して180月となるように計算する。

(注3) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注4) 2007年の従前額改定率は0.998。

② 60歳 ~ 64歳

(a) 給付月額 = [1,628 × 改定率 (注5) × (1.875 ~ 1.000 (注1)) × 被保険者期間の月数 (180月) + (平均標準報酬月額) × (9.5/1000 ~ 7.125/1000 (注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数 (注2)) + (平均標準報酬月額) × (7.308/1000 ~ 5.481/1000 (注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数 (注2))] ÷ 12

(b) 給付月額 = [1,628 × 改定率 (注5) × (1.875 ~ 1.000 (注1)) × 被保険者期間の月数 (180月) + { (平均標準報酬月額 (注3)) × (10/1000 ~ 7.5/1000 (注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数 (注2)) + (平均標準報酬月額 (注3)) × (7.692/1000 ~ 5.769/1000 (注1)) × (2003年4月以降

の被保険者期間の月数（注2））} ×従前額改定率（注4）]
 ÷ 12

(c) 給付月額 = [1,676 × (1.875 ~ 1.000 (注1)) 被保険者期間の月数 (180月) × 0.985 + { (平均標準報酬月額 (注3)) × (10/1000 ~ 7.5/1000 (注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数 (注2)) + (平均標準報酬額 (注3)) × (7.692/1000 ~ 5.769/1000 (注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数 (注2)) } × 1.031 × 0.985] ÷ 12

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 上記の率は、生年月日により逡減する。

(注2) 2003年3月までの被保険者期間の月数と2003年4月以降の被保険者期間の月数を合計して180月となるように計算する。

(注3) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注4) 2007年の従前額改定率は0.998

(注5) 2007年の改定率は0.997

第13部 共通規定

第71条関係

1

部 門	使用者拠出率	被用者拠出率	国庫負担率
第3部	標準報酬月額の4.1%	標準報酬月額の4.1%	事務費の全額及び給付費の13%
第4部	賃金の0.6% 農林水産業等0.7% 建設業0.7%	賃金の0.6% 農林水産業等0.7% 建設業0.7%	事務費の一部及び給付費の25% (当分の間は本来の負担額の55%に引き下げ)
第5部 (厚生年金保険)	(男子) 標準報酬月額の7.321% (女子) 標準報酬月額の7.321% (坑内員・船員) 標準報酬月額の7.852%	(男子) 標準報酬月額の7.321% (女子) 標準報酬月額の7.321% (坑内員・船員) 標準報酬月額の7.852%	老齢厚生年金については、原則として国庫負担はない。

(国民年金)	<p>保険料は、全額本人負担。定額14,100円。但し、被用者及びその配偶者については、被用者年金各制度から国民年金への拠出金で負担されている。</p> <p>国庫負担は、老齢基礎年金に係る費用の$1/3 + 32/1000$である。</p>
--------	--

6 (i) 給付

傷病給付については、支給日額を2007年4月より賃金の6割相当額から3分の2相当額へと引き上げるとともに、原則として退職により資格を喪失した者に対しては支給しないこととした。

失業給付については、基本手当の日額を2006年8月より最低限度額を1,656円から1,664円に、最高限度額を7,780円から7,810円に引き上げた。

老齢給付については、2002年4月は、前年の消費者物価変動率がマイナス0.7%であったが、特例措置として年金額の改定を行わなかった。2003年4月、2004年4月、2005年4月及び2006年4月は、前年の消費者物価変動率に応じて、それぞれマイナス0.9%、マイナス0.3%、0.0%、マイナス0.3%の年金額の改定を行った。2007年4月は、対前年度比の名目手取り賃金変動率が0.0%となったため、前年の消費者物価変動率がプラス0.3%であったが、年金額の改定を行わなかった。

(ii) 拠出金の率

傷病給付については、2003年4月から賞与等も保険料賦課ベースとしたことから保険料率が8.5%から8.2%へ引き下げられた。

失業給付については、2007年4月1日から保険料率が1.6%から1.2%に引き下げられた。

老齢給付については、2003年4月から賞与等も保険料賦課のベースとしたことから保険料率が17.35%から13.58%に引き下げられた。その後、2004年10月から13.934%に、2005年9月から14.288%に、2006年9月から14.642%に段階的に引き上げられた。坑内員・船員については、2003年4月から賞与等も保険料賦課のベースとしたことから保険料率が19.15%から14.96%に引き下げられた。その後、2004年10月から15.208%に、2005年9月から15.456%に、2006年9月から15.704%に段階的に引き上げられた。

(労使折半)

(iii) その他の財源

傷病給付の国庫負担は1992年4月より給付に要する費用の13%へと引き下げられている。

失業給付の国庫負担を2007年4月より当分の間本来の負担額の55%に引き下げる。

第72条関係

追加・修正すべき事項はない。

第77条関係

追加・修正すべき事項はない。

〈2002年の条約勧告適用専門家委員会の直接要請について〉

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上有する者に支給されるものであるが、海外居住期間などの合算対象期間（年金額には反映されないが受給資格期間に含まれる期間）を有する者については、当該期間を含めて合算した期間が25年以上ある場合に支給されることとなっている。

お尋ねの方については、保険料納付済期間の15年と合算対象期間となる海外居住期間とを合わせると、25年の受給資格期間を満たすと考えられることから、老齢基礎年金の支給対象となる。また、この場合の年金は、保険料納付済期間に応じた額が給付され、具体的には、792,100円（2007年度）×180（15年×12ヶ月）/480（40年×12ヶ月）で計算されることとなる。

3. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

標準報酬等級	標準報酬月額	標準報酬日額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	一、九三〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	二、六〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	二、九三〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満

第一七級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一八級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一九級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第二一級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二三級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二四級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二五級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二六級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二七級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二八級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二九級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第三一級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第三二級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三三級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上

			六〇五、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三五級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三六級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三七級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三八級	七五〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	二六、三三〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	二七、六七〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	二九、三三〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	三二、六七〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	三四、三三〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	三六、三三〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	三八、三三〇円	一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	四〇、三三〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

基本手当日額の計算式及び金額

1 基準日が2003年5月1日以後である受給資格者

(1) 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,080 円以上 4,100 円未満	$y = 0.8w$
4,100 円以上 11,870 円以下	$y = (-3w^2 + 74,460w) / 77,000$
11,870 円超 14,200 円以下	$y = 0.5w$
14,200 円超	$y = 7,100$

(2) 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,080 円以上 4,100 円未満	$y = 0.8w$
4,100 円以上 11,870 円以下	$y = (-3w^2 + 74,460w) / 77,000$
11,870 円超 15,620 円以下	$y = 0.5w$
15,620 円超	$y = 7,810$

(3) 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,080 円以上 4,100 円未満	$y = 0.8w$
4,100 円以上 10,640 円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 133,340w) / 130,800 \\ y = 0.05w + 4,256 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,640 円超 15,130 円以下	$y = 0.45w$
15,130 円超	$y = 6,808$

(4) 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,080 円以上 4,100 円未満	$y = 0.8w$
4,100 円以上 11,870 円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 133,340w) / 130,800 \\ y = 0.05w + 4,256 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,870 円超 12,790 円以下	$y = 0.5w$
12,790 円超	$y = 6,395$

(注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

2 基準日が2001年4月1日以後2003年4月30日である受給資格者

(1) 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上 10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,000$
10,190円超 16,070円以下	$y = 0.6w$
16,070円超	$y = 9,642$

(2) 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上 10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,000$
10,190円超 17,680円以下	$y = 0.6w$
17,680円超	$y = 10,608$

(3) 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上 13,180円以下	$y = (-3w^2 + 84,390w) / 89,700$
13,180円超 19,280円以下	$y = 0.5w$
19,280円超	$y = 9,640$

(4) 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

基礎日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上 10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,900$
10,190円超 14,460円以下	$y = 0.6w$
14,460円超	$y = 8,676$

(注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

基本手当の概要

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上(注1)ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態(注2)にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注1) 短時間労働被保険者(週の所定労働時間が通常の労働者より短く、30時間未満の者)については、2月を1月とカウントするため、12月の被保険者期間が必要。

注2) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,790円	6,395円
30歳以上45歳未満	14,200円	7,100円
45歳以上60歳未満	15,620円	7,810円
60歳以上65歳未満	15,130円	6,808円

ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円～4,100円	80%	1,664～3,280円
4,100円～11,870円	80～50%	3,280～5,935円
11,870円～15,620円	50%	5,935～7,810円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円～4,100円	80%	1,664～3,280円
4,100円～10,640円	80～45%	3,280～4,788円
10,640円～15,130円	45%	4,935～6,808円

ハ 給付日数(原則)

(イ)倒産、解雇等による離職者 ((ハ)を除く)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(イ)自己都合離職者 ((ハ)を除く)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日		120日	180日	150日

(ハ)就職困難な者(障害者等)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

標準報酬月額等級表（厚生年金保険）

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	98,000	~	101,000
2	104,000	101,000	~ 107,000
3	110,000	107,000	~ 114,000
4	118,000	114,000	~ 122,000
5	126,000	122,000	~ 130,000
6	134,000	130,000	~ 138,000
7	142,000	138,000	~ 146,000
8	150,000	146,000	~ 155,000
9	160,000	155,000	~ 165,000
10	170,000	165,000	~ 175,000
11	180,000	175,000	~ 185,000
12	190,000	185,000	~ 195,000
13	200,000	195,000	~ 210,000
14	220,000	210,000	~ 230,000
15	240,000	230,000	~ 250,000
16	260,000	250,000	~ 270,000
17	280,000	270,000	~ 290,000
18	300,000	290,000	~ 310,000
19	320,000	310,000	~ 330,000
20	340,000	330,000	~ 350,000
21	360,000	350,000	~ 370,000
22	380,000	370,000	~ 395,000
23	410,000	395,000	~ 425,000
24	440,000	425,000	~ 455,000
25	470,000	455,000	~ 485,000
26	500,000	485,000	~ 515,000
27	530,000	515,000	~ 545,000
28	560,000	545,000	~ 575,000
29	590,000	575,000	~ 605,000
30	620,000	605,000	~